

宮城県サービス管理責任者等研修事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有し個々の利用者について初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価等（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般の責任を担うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）を養成する宮城県サービス管理責任者等研修事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 第2 本事業の実施主体は、県又は国要綱9の規定による知事の指定を受けた研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。
- 2 前項の実施主体が県である場合において、知事は、本事業の一部又は全部を適当と認める講習機関等に委託して実施することができるものとする。
 - 3 前二項の実施主体が指定研修事業者である場合において、指定研修事業者は、受講者の保護のためやむを得ない場合を除き、本事業の一部又は全部を委託してはならないものとする。

(研修の課程等)

第3 研修の課程及び内容は別表のとおりとし、各研修の開講期間は原則として4か月以内とする。ただし、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支えないものとする。

(受講対象者)

- 第4 受講対象者は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従業することを希望する者又は従業することが確定している者とする。
- 2 平成31年3月31日において指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置の一部を改正する告示(平成31年厚生労働省告示第109号)による改正前の「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」第1号イの(1)の(二)、(2)の(二)、(3)の(二)、(4)の(二)又は(5)の規定を満たす者並びに障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件(平成31年厚生労働省告示第110号)による改正前の「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」第2号に定める要件を満たす者が、令和6年3月31日までにサービス管理責任者更新研修又は児童発達支援管理責任者更新研修を修了せず、令和6年4月1日以降にサービス管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者実践研修を受講する場合には、国要綱3(2)①ア及び4(2)①アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務の従事した者であること又は国要綱3(2)①イ及び4(2)①イに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

(研修科目の免除等)

第5 相談支援従事者（初任者又は補完）研修（これに相当する研修を含む。）を修了した者について、サービス管理責任者基礎研修又は児童発達支援管理責任者基礎研修のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講を免除することができる。

(修了証書等の交付)

- 第6 本事業の実施主体が県である場合において、本事業の研修カリキュラムを修了した者(以下「研修修了者」という。)に対して交付する修了証書は、別紙1又は2の様式によるものとする。
- 2 本事業の実施主体が指定研修事業者である場合において、研修修了者に対して交付する修了証書は、別紙3又は4の様式によるものとする。
- 3 サービス管理責任者実践研修、サービス管理責任者更新研修、児童発達支援管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者更新研修の修了者に交付する修了証書については、平成18年厚生労働省告示第544号又は平成24年厚生労働省告示第230号の規定により、次に更新研修を修了すべき期日を記載するものとする。
- 4 本事業の実施主体は、修了証書を紛失した研修修了者から、過去に実施した研修を修了した事実を証明する求めがあり、事実と認められる場合は、当該事実を証明する書面を交付するものとする。

(修了者名簿等の管理)

- 第7 指定研修事業者は、研修修了者について、修了した研修の名称、修了証書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なくこれを知事に提出するものとする。
- 2 知事は、研修修了者について、修了した研修の名称、修了証書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、前項の規定により指定研修事業者から提出させた名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。
- 3 本事業に関する書類は、当該研修が終了した日の属する年度の翌年度から5年度保存するものとする。ただし、修了者名簿については永年保存とする。

(研修事業者の指定)

- 第8 国要綱9の規定による研修事業者の指定は、その指定を受けようとする者の申請により、知事が行うものとし、指定の要件及び申請手続等に関して必要な事項は別に定める。

(留意事項)

- 第9 テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図ること。
- 2 研修の時間帯、曜日については、地域の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。また、必ずしも連続して行う必要はなく、カリキュラムに関しては適宜分割するなどして、幅広く受講できるよう配慮することは差し支えない。
- 3 演習におけるロールプレイ等については、見学のみで修了とすることがないこと。
- 4 実習を行う場合は、実習施設の機能や役割、各実習の目的及び実習における注意事項等について、あらかじめオリエンテーションを実施すること。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 サービス管理責任者研修

研修課程	研修の内容
サービス管理責任者基礎研修	国要綱別表1に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。
サービス管理責任者実践研修	国要綱別表2に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。
サービス管理責任者更新研修	国要綱別表3に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。
サービス管理責任者専門コース別研修	国要綱別表4に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。

※ サービス管理責任者基礎研修については、相談支援従事者初任者研修（講義部分。相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日付け障第発0421001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）別表1に定める標準カリキュラム（1から3の講義11時間）以上の内容で実施するもの。）を追加して、一体的に実施することができる。

2 児童発達支援管理責任者研修

研修課程	研修カリキュラム
児童発達支援管理責任者基礎研修	国要綱別表5に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。
児童発達支援管理責任者実践研修	国要綱別表6に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。
児童発達支援管理責任者更新研修	国要綱別表7に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。
児童発達支援管理責任者専門コース別研修	国要綱別表8に定める標準カリキュラム以上の内容で実施する。

※ 児童発達支援管理責任者基礎研修については、相談支援従事者初任者研修（講義部分。相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日付け障第発0421001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）別表1に定める標準カリキュラム（1から3の講義11時間）以上の内容で実施するもの。）を追加して、一体的に実施することができる。